

山口県産省・創・蓄エネ関連設備届出要領

(目的)

第1条 省エネルギー、創エネルギー及び蓄エネルギー（以下「省・創・蓄エネ」）の関連設備のうち、県内企業が製造・加工した設備や、県産の原材料をもとに製造・加工された設備、県内で開発された技術を用いた設備について、県内の住宅等への導入を促進することにより、地産地消によるふるさと産業の振興を図るとともに、民生部門におけるCO₂排出量の削減に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「県内企業」とは、県内に工場・事業場を置くとともに、県内で生産活動を営み又はサービスの提供を行う企業をいう。

2 この要領において「省エネルギー関連設備」とは、エネルギー消費効率又は断熱性能が優れ、かつ、効率的な使用が可能となる設備・技術をいう。

3 この要領において「創エネルギー関連設備」とは、再生可能エネルギー源を電気・熱エネルギーに変換する設備・技術をいう。

4 この要領において、「蓄エネルギー関連設備」とは、創エネルギー関連設備によって創られた電気・熱エネルギーを蓄え、効率的に供給する設備・技術をいう。

5 この要領において「再生可能エネルギー源」とは、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成21年 政令第222号）第4条に基づくものとする。

(届出)

第3条 県内企業等は、自ら又は県内企業が製造・加工する省・創・蓄エネ関連設備、又は自らが住宅等に施工を行う省・創・蓄エネ関連設備（以下「県産省・創・蓄エネ関連設備」という。）について、別記様式1により知事に届出を行うものとする。

2 知事は、前項の規定による届出が、この要領の条件を満たすものであれば、これを受理するものとする。

(対象及び設備基準)

第4条 知事に届出を行う県産省・創・蓄エネ関連設備とは、別表1に掲げる要件のいずれかに該当する設備・技術とし、別表2に定めるものとする。

2 県産省・創・蓄エネ関連設備は、別表3に掲げる「設備基準」のいずれかに適合しなければならない。

(有効期間)

第5条 第3条の規定による届出の有効期間は、特に定めないものとする。

(変更の届出)

第6条 第3条第1項の規定による届出を行った者（以下「届出事業者」という。）は、当該設備の届出内容に変更が生じた場合は、ただちに別記様式2により知事に届け出なければならない。

(届出の取下げ)

第7条 届出事業者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに別記様式3により届出の取下げを行わなければならない。

- (1) 届出を行った設備等の製造・加工又は施工を中止し、再開の見通しが無いとき。
- (2) 届出を行った設備等について、届出を継続する意思が無いとき。
- (3) 別表1に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(届出事業者の責務)

第8条 届出事業者は、関係法令等を遵守し、適正な製造・加工、販売・施工を行わなければならない。

- 2 届出事業者は、届出設備等の製造・加工又は販売・施工に当たって、当該設備等の規格及び安全性を保持しなければならない。

(届出の受理の取消し)

第9条 知事は、次のいずれかに該当するときは、届出の受理を取り消すことができる。

- (1) 届出を受けた設備等が第4条に定める要件に適合しないことが判明したとき。
- (2) 届出事業者が正当な理由なく第6条に規定する変更の届出をしなかったとき。
- (3) 届出事業者が第8条に規定する届出事業者の責務に違反していると判断したとき。
- (4) 届出事業者が正当な理由なく第11条に規定する報告、立ち入り、調査、改善に応じなかったとき。

- 2 前項の規定による届出の取消しにより損失が生じた場合においては、届出事業者がその責めを負うものとする。

(県の責務)

第10条 県は、届出を受けた設備等について、県のホームページに掲載するなど、当該設備等の情報発信、普及啓発に努めるものとする。

(報告等)

第11条 知事は、この要領の施行に必要な範囲内において、届出事業者から報告を求め、又は届出事業者の同意のもとに職員を届出事業者の事務所又は工場に立ち入らせ、届出を受けた設備等に係る帳簿書類、設備その他関係物件を調査することができる。

- 2 知事は、この要領の適正な施行のため、届出事業者に対し必要な改善を求めることができる。

(所掌)

第12条 この要領に関する事務は、山口県環境生活部環境政策課において所掌する。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成３０年５月１５日から施行する。

附 則

この要領は、平成３１年５月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和２年５月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和２年１１月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和３年４月１５日から施行する。

附 則

この要領は、令和４年３月１０日から施行する。

附 則

この要領は、令和５年３月１４日から施行する。

附 則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和６年７月１０日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

山口県産省・創・蓄エネ関連設備の対象要件

区 分	対 象 要 件
1 県内製造型	県内企業が県内で製造・加工した省・創・蓄エネ関連設備 注 1) 省・創・蓄エネ関連設備の主要機能を構成するユニット等の製造・加工を含む
2 県内原材料加工型	県内企業が県内で製造・加工した物品等を原材料として製造・加工された省・創・蓄エネ関連設備 注 1) この場合は、県産の原材料が当該設備全体の重量 50% 以上であること 注 2) 県産の原材料が、省・創・蓄エネ関連設備の主要機能を構成する部材に使用されている場合にあっては、50% 未満でも対象設備とする場合があること
3 県内技術活用型	県内企業の省・創・蓄エネ関連の技術を活用した設備
4 県内省・創・蓄エネ一体型	県内企業が県内企業の省・創・蓄エネ設備・技術と一体的に組み合わせて企画・設計・製造・加工等した省・創・蓄エネ関連設備

別表 2（第 4 条関係）

山口県産省・創・蓄エネ関連設備の対象設備・技術

対象設備・技術		
太陽光発電システム	太陽電池を利用して電気を発生させるための設備で、住宅等の電気に利用するシステムであるもの	
蓄電池	太陽光発電システムの電気を定置用リチウムイオン蓄電池に蓄電し、住宅等の電気に利用できるシステムであるもの	
V2H	太陽光発電システムの電気を電気自動車等に充電し、電気自動車等の電気を施設へ放電（給電）できるシステムであるもの	
太陽熱利用給湯システム	分離型 (強制循環型)	太陽熱エネルギーを集熱器に集めて給湯に利用するシステムで集熱器と蓄熱槽が独立しており、動力を用いて不凍液等を強制循環させるシステムであるもの
	一体型 (自然循環型)	太陽熱エネルギーを集熱器に集めて給湯に利用するシステムで貯湯部分と集熱器部分が一体となった自然循環型のシステムであるもの

太陽熱利用空調システム	太陽熱エネルギーを集熱器に集めて住宅等の空調等に利用するシステムであるもの	
地中熱利用システム	年間を通して安定した温度の地中熱を熱源とし住宅等の空調等に利用するシステムであるもの	
ペレットストーブ	木質ペレットを熱源とし住宅等の暖房等に利用するシステムであるもの	
燃料電池 (エネファーム)	都市ガス、LPガスから水素を取り出し、空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の熱を住宅等の給湯等に利用するシステムであるもの	
断熱材・断熱サッシ	住宅等の壁や窓からの外気温を伝わりにくくする設備で、冷暖房効率の改善等によりエネルギー消費量の削減に資するもの	
高効率給湯機	電気ヒートポンプ給湯機	空気熱源の電気ヒートポンプにより加熱するシステムであるもの
	潜熱回収型ガス給湯機	ガスの燃焼熱を利用して湯を沸かし、排熱を回収し、再利用するシステムであるもの
	潜熱回収型石油給湯機	石油の燃焼熱を利用して湯を沸かし、排熱を回収し、再利用するシステムであるもの
	ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機	電気ヒートポンプと潜熱回収型ガス給湯器により構成されたもの
温水式床暖房	熱源機で加熱した暖房用の温水を、暖房用のポンプで居室に設置した床暖房に循環させ、住宅等の暖房に利用するシステムであるもの	
ヒートポンプ式セントラル空調システム	ヒートポンプ式熱源機等により空調された空気をダクトにより住宅等内の居室等へ供給し、住宅等内のすべての居室及び非居室を空調するように計画された、暖房及び冷房のいずれか又はその両方を行う空調システムであり、熱源としてヒートポンプ式であるもの	

別表3（第4条関係）

山口県産省・創・蓄エネ関連設備の設備基準

区 分	設 備 基 準
太陽光発電システム基準	○JPEA申請代行センター（JP-AC） ・太陽光パネル型式に登録された設備
蓄電池基準	■系統連系型 以下のいずれかに該当する設備 ○一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII） ・ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）支援事業の補助対象として登録された設備 ○一般財団法人電気安全環境研究所（JET） ・低圧系又は高圧系系統連系保護装置認定証相当の認証を受けた設備 ■非系統連系型 ○一般財団法人電気安全環境研究所（JET）、一般財団法人日本品質保証機構（JQA）、（株）UL Japan、テュフ・ラインランド・ジャパン（株） ・Sマーク認証を取得した設備
V2H基準	○一般財団法人電気安全環境研究所（JET） ・低圧系又は高圧系系統連系保護装置認定証相当の認証を受けた設備 ○一般社団法人次世代自動車振興センター ・クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の補助対象とされた設備 ○CHAdeMO協議会 ・電気自動車の急速充電規格であるCHAdeMO認証を受けた設備
太陽熱利用給湯システム基準	○一般財団法人ベターリビング ・優良住宅部品（BL部品）認定を受けた設備
地中熱利用システム基準	○一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII） ・先進的省エネルギー投資促進支援事業の補助対象として登録された設備
ペレットストーブ基準	暖房出力（kW）の根拠となる試験結果を有しており、燃焼温度、排気温度、一酸化炭素濃度の測定、異常時の警報等の機能及び自動消火の安全設備を有すること
燃料電池（エネファーム）基準	○一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA） ・家庭用燃料電池システム導入支援事業補助金の補助対象として機器指定された設備 ○一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII） ・先進的省エネルギー投資促進支援事業の補助対象（燃料電池方式）として登録された設備

断熱材・断熱サッシ基準	○一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII) ・高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業の補助対象として登録された設備
高効率給湯設備基準	■電気ヒートポンプ給湯機 ・貯湯缶が一缶のものに係るJIS基準（JIS C 9220）給湯機に基づく年間給湯保温効率・年間給湯効率が3.3以上、貯湯缶が多缶の場合は、3.0以上である設備 ■潜熱回収型ガス給湯機 ・エネルギー消費効率が94%以上（暖房機能を併用する場合の暖房給湯兼用器にあっては93%以上）となる設備 ■潜熱回収型石油給湯機 ・エネルギー消費効率が94%以上（暖房機能を併用する場合の暖房給湯兼用器にあっては93%以上）となる設備 ■ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機 ・熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率（JGKAS A705-2016）が102%以上である設備
温水式床暖房基準	以下の①～③のいずれかを満たす設備 ①熱源設備が石油温水式又はガス温水式であって潜熱回収型（暖房部熱効率87%以上）のもの ②熱源設備が電気ヒートポンプ式熱源機であって暖房時COP3.3以上のもの ③山口県産省・創・蓄エネ関連設備基準の「高効率給湯設備」を満たす給湯設備に接続して空調するもの
ヒートポンプ式セントラル空調システム基準	暖房時COP3.7以上、冷房時COP3.3以上のもの
CO ₂ 削減基準	住宅等の新築・改築時等における対象設備の導入により、設備を導入しない場合に比べて、CO ₂ 削減量が年間0.3t-CO ₂ 以上、又はCO ₂ 削減率が10%以上となる設備

山口県産省・創・蓄エネ関連設備届出書

年 月 日

山口県知事

様

所在地

企業名

代表者

山口県産省・創・蓄エネ関連設備届出要領第3条の規定により、下記のとおり届け出ます。
記

1 設備等概要

設備等名称(型式)	
設備等の概要	

※設備等の概要については、利活用技術、仕様、外観がわかるものを添付
※複数の機器で構成される場合は、システム型番と構成機器の型式を記入

2 対象の該当項目（別表 1（第 4 条関係））
別紙

3 基準の該当項目（別表 3（第 4 条関係））

☐ 家庭用	☐ 事業所等用
☐ ①太陽光発電システム基準	☐ ②蓄電池基準
☐ ③V2H	☐ ④太陽熱利用給湯システム基準
☐ ⑤地中熱利用システム基準	☐ ⑥ペレットストーブ基準
☐ ⑦燃料電池(エネファーム)基準	☐ ⑧断熱材・断熱サッシ基準
☐ ⑨高効率給湯設備基準	☐ ⑩温水式床暖房基準
☐ ⑪ヒートポンプ式セントラル空調システム基準	
☐ ⑫CO ₂ 削減基準(→下表を作成)	

[CO₂削減効果【年間】](CO₂排出量の単位：t-CO₂)

燃料種類	CO ₂ 排出係数 (A)	従来設備のCO ₂ 排出量		設備導入後のCO ₂ 排出量	
		消費量 (B)	排出量 (C=A×B)	消費量 (D)	排出量 (E=A×D)
購入電力	0.536	千Wh	t	千Wh	t
都市ガス	2.23	千m ³	t	千m ³	t
揮発油	2.29	kl	t	kl	t
灯油	2.50	kl	t	kl	t
軽油	2.62	kl	t	kl	t
A重油	2.75	kl	t	kl	t
その他			t		t
CO ₂ 排出量合計		①	t-CO ₂	②	t-CO ₂
CO ₂ 削減量(A)				①-②	t-CO ₂
CO ₂ 削減率(B)				①-②/①	%

※CO₂削減量(A)が年間0.3t-CO₂以上、又はCO₂削減率(B)が10%以上となること

別紙

別表 1（第 4 条関係）の対象設備等の該当項目について記入すること。

□(1) 県内製造型

設備を製造・加工 する山口県内の 企業	企 業 名	
	所 在 地	
山口県内で製造・加工する届 出設備の名称		

□(2) 県内原材料加工型

原材料名		
原材料を生産する 山口県内の企業	企 業 名	
	所 在 地	
山口県産の原材料を使用して いる届出設備の構造部の名称		
山口県内の原材料 の取引状況	年 度	
	取引数量	k g
	取引金額	円
届出設備における 重量比率	代表的な型式名	
	届出設備全体の重量(A)	k g
	うち山口県産の原材料の重量(B)	k g
	重 量 比 率(B)／(A)	%

□(3) 県内技術活用型

例) 特許権等

技術が登録され た制度等の内容	制 度 名	
	登録番号	

□(4) 県内省・創・蓄エネ一体型

県内企業の省・ 創・蓄エネ設備 ・技術と一体的 に組み合わせて 企画・製造・加 工等した省・創 ・蓄エネ設備の 概要	設 備 の 名 称	
	製 造 企 業	
	製 造 場 所	
	組み合わせて企 画・製造・加工 する省・創・蓄 エネ設備・技術	

別記様式 2

山口県産省・創・蓄エネ関連設備変更届出書

年 月 日

山口県知事

様

所 在 地

企 業 名

代 表 者

山口県産省・創・蓄エネ関連設備届出要領第6条の規定により、下記のとおり変更内容を届け出ます。

記

設備等名称	
変 更 の 理 由	

2 添付書類

(1) 山口県産省・創・蓄エネ関連設備届出書（別記様式1）

山口県産省・創・蓄エネ関連設備届出取り下げ書

年 月 日

山口県知事 様

所 在 地
企 業 名
代 表 者

山口県産省・創・蓄エネ関連設備届出要領第 7 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

設備等名称	
取り下げの 理 由	